

有期職員

臨時的任用職員
任期付職員、再任用職員
会計年度任用職員

の互助組合加入手続

互助組合
(082) 228-1386

互助組合に加入を希望される有期職員の方は、**共済組合の資格取得日から起算して 20 日以内に「互助組合加入申込書」を提出（必着）**してください（様式は互助組合ホームページ（www.gojo.or.jp/）に掲載しています。）。加入すると、貸付事業及びリフレッシュ給付金を除く互助組合の事業を御利用いただけます。

※ 申込書の提出時期等によっては、加入月からの掛金の給与控除ができないため、翌月や翌々月から遡って控除が開始されることがあります。

福祉事業の御案内

互助組合
(082) 228-1386

被扶養配偶者人間ドック助成事業

組合員の被扶養配偶者の方で、令和4年度中に、**満年齢 40、45、50、55、60 歳**に達する方が、人間ドックを受診された場合に、健診費用（オプション検査料を除く。）のうち、**30,000 円を限度**として助成します。

※ オプション検査を除く健診費用が 30,000 円を超えている場合に限りです。

長期療養者見舞金事業

引き続き**3か月以上病休**、**療養又は退職された組合員**に、**10,000 円**を支給します。

※ 引き続きいた病休等の1期間中で1回支給します。（1会計年度1回を限度）

育児サポート事業

組合員及び組合員の配偶者（共済組合の被扶養者であることを要しない。）が出産された場合に、月刊育児誌「赤ちゃんと！」を1年間（12冊）、初回時に「お医者さんにかかるまでに」1冊を配付します。申請書の提出期限は、出産後6か月以内です。

※ これらの事業の請求書は、互助組合のホームページ（www.gojo.or.jp/）からダウンロードして使用してください。